

愛知県労働委員会 完全勝利！！

名古屋車両所分会が、本部、新幹線関西地方本部と共に不当労働行為救済申し立てを行った平成17年5月22日～9月12日までの9件の掲示物の一方的な不当撤去は、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると、愛知県労働委員会は認定しました。

主文

被申立人東海旅客鉄道株式会社は、申立人ジェイアール東海労働組合、同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部及び同ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会に対し、本命令書交付の日から1週間以内に下記の文書を交付しなければならない。

記

当社が平成17年5月22日から同年9月12日までの間に貴組合名古屋車両所分会の組合掲示板から次の9点の掲示物を撤去したことは労働組合法第7条3号該当する不当労働行為であると愛知県労働委員会によって認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

会社は、ただちに

本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会に謝罪せよ！